

八代市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年6月27日(木)午後3時00分から午前3時49分

2. 開催場所 八代市役所仮設庁舎 東棟2階21号会議室

3. 出席委員(17人)

会長	1番	白石勝敏
	2番	中野敏憲
	4番	萩本一浩
	5番	平野英明
	6番	光永信一
	7番	高野康喜
	8番	門田静子
	9番	中村道一
	10番	田口一廣
	11番	中村和人
	13番	杉本秀雄
職務代理者	14番	本田友治
	15番	吉永安圭美
	16番	萩本厚生
職務代理者	17番	内田孝光
	18番	深田 智
	19番	寺田 浩

4. 欠席委員(1人)

3番 松本秀昭

5. 出席推進委員(25人)

釜賀義孝
本田あゆ子
福島正一
齊藤光幸
中西千代志
宮本貞義
西田政彦
石岡孝士
吉田寛実
中西芳裕
石田雄一
鶴山正行
有村敏之
吉田友彦
瀬本浩和
林田孝介

山口辰也
増田武夫
上原 誠
宮崎 潔
田崎千明
松田英次
島田弘美
村上寿啓
黒田浩一郎

6. 議事日程

- 第1 議案第14号 農地法第3条第1項の規定による所有権移転の許可申請について
- 第2 議案第15号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 第3 議案第16号 農地法第5条第1項の規定による所有権移転の許可申請について
- 第4 議案第17号 農地法第5条第1項の規定による貸借権・使用貸借権設定の許可申請について
- 第5 議案第18号 事業計画変更承認願いについて（農地法第4条）
- 第6 議案第19号 事業計画変更承認願いについて（農地法第5条）
- 第7 議案第20号 農用地利用集積計画について
- 第8 議案第21号 農地中間管理機構等による農用地の買入の協議について

7. 農業委員会事務局職員

局長 志水浩二
次長兼係長 山本康博
参事 橋本周斉
主事 桑野 直
主事 平川祥子

8. 会議の概要

事務局長	<p>それでは、総会のほうを開会したいと思います。今日は、松本委員のほうから欠席の連絡が入っております。</p> <p>本日の出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>それでは会議規則のとおり、会長に議長をお願いし、議事の進行をしていただきます。よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>皆さん、こんにちは。きのうより梅雨入りという気象庁からのお話がありましたけれども、何か雨が降るのか降らないのか、ちょっと心配な天気、今朝ちょっと降りましたが、昼からは上がってきたようでございますし、また、台風も出ているようですし、また、熱低のほうも北のほうに出ているようにございます。この田植え時期とか、忙しい時期に、台風とか雨が少なくて、大変皆さん方も水不足で心配されたんじゃないかなと思います。</p> <p>ただ今、17日から市議会議員の会議が始まっております、17日に本田委員さんに行ってくださいました。私が25、26行きまして、きょう内田委員が議会のほうに行っていました。皆さんも新聞紙上で見られた方はわかれたかと思</p>

いますが、新庁舎建設で、隣は今、更地になっています。

それと、今度、働き方改革が法律で施行されました。それで、残業がなかなか制限されてくるということで、また4カ月おくれるということで、新庁舎建設は予定よりも遅れるということで、令和3年10月の完成予定ということ、議会の一般質問の中で市長が答弁されました。

それで、当初は、私たち委員も2カ月ぐらいいは新庁舎に入れるんじゃないかという前の局長のお話でしたが、もう全然、今の私たちは新庁舎には入りません。ちょっと楽しみがなくなりましたけれども、皆さん方と一緒に任期いっぱいはこの仮庁舎で頑張っていきたいと思います。

それでは、ただいまより6月の農業委員会総会を始めます。本日の議事録署名委員を指名します。7番、高野康喜委員、8番、門田静子委員にお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議案書のとおり進行しますので、よろしくをお願いします。

議案第14号農地法第3条第1項の規定による所有権移転の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第14号農地法第3条第1項の規定による所有権移転の許可申請について、議案書1ページのとおり付議いたします。

今月の所有権移転申請は、遺贈が1件、売買による取得が3件ありました。地目は田8,189平方メートル、畑99平方メートルです。内容につきましては、議案書記載どおりです。これらは、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。

御審議方よろしくをお願いいたします。

議長

ただいま事務局から説明がありました案件につきまして、各担当委員さんから説明をお願いします。

1番、八千把。

推進委員

八千把担当の中面です。1番について説明します。この案件について、6月23日、萩本委員と聞き取り調査に行きました。受け手の〇〇さんは〇〇さんの孫に当たり、ブロッコリーを栽培されています。〇〇さんは亡くなられております。本来ならば、相続人に対する特定遺贈は農業委員会の許可は不要ですが、〇〇さんが孫のため、農業委員会の許可が必要となります。なので、申請物件の古閑中町農地5筆を〇〇さんより孫の〇〇さんへ遺贈されても、何ら問題がないと思います。審議、お願いします。

それと、私も特定遺贈というのは初めて知りました。詳しいことは事務局の平川さんにお聞きください。

事務局

今、平川のほうで資料を探しておりますが、ちょっと私のほうから簡単に説明させていただきます。

通常の相続と言いますが、この特定遺贈、亡くなられたことに伴って、次の方に所有権を移すということで、これは同じ〇〇さんから〇〇さんで、ただし、これは直接ではなく、たしかお孫さんだっただと思います。本来なら、相続であれば、次の順番は子供に行くということなんですが、この場合は、所有者の方の遺言を尊重して、お孫さんに移すという遺志があります。で、この遺志を表示する場合は、通常の相続と違っていて、やはり贈与にも似たような性格がありますので、農業委員会の許可が必要と。通常の相続でしたら、民法の規定で許可は要りません。

ただし、この特定遺贈については、この土地をこの人にやりたいんだという生前

の方の意思表示がありますので、あくまでも農地法の3条により、受け手の方がその要件を備えているかということ、この委員会に諮ると。そして、許可を受けて許可証がついて、初めて法務局での移転の登記が可能になります。これが、こちらの農地法で扱います特定遺贈というやり方になります。

以上です。

議 長 皆さん、わかりましたでしょうか。大変難しい相続の仕方があるというふうに感じます。

10番 2番、太田郷。

太田郷の田口です。2番について説明いたします。

23日に、渡邊委員と現地を確認しました。場所は八代新駅より北へ△△△メートル行ったところにありまして、〇〇寄りのところ。〇〇さんは大々的に農業をなさっておられますので、何ら問題はないと考えております。審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 3番、二見、お願ひします。

推進委員 二見の担当の瀬本です。場所は二見中学校と〇〇〇〇の間にあります。この件について、6月19日、申請人に対し調査を行ったところ、譲渡人の〇〇〇〇さんは、会社の〇〇で耕作されないため、譲受人の〇〇〇〇さんと、このたび所有している農地の売買について話がまとまり、今回の申請に至りました。

譲受人の〇〇さんは、家族3人と妹さんの4人で、トマト、水稻を3ヘクタール栽培されて、規模拡大を望まれ、取得後は、将来にわたり有効に利用されると判断できます。したがって、この件について、担当委員として何ら問題がないと思われまます。御審議方よろしくお願ひします。

議 長 4番、鏡、お願ひします。

推進委員 宮崎です。4番について御説明いたします。25日と今日、現地確認と聞き取りをいたしました。〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは隣近所でございます。〇〇〇さんはもう高齢で後継者もないということで、〇〇〇〇さんがこれまでも〇〇さんの土地を買われております。そういうことで、以前の売買のときに畑も一緒に買ってくれという話はあったそうですけれども、畑は要らないということで、今回まで延び延びになっていた次第でございます。今回、〇〇さんの強い要望によりましてこの案件が上がってきております。〇〇さんのほうは、麦と米を14町、もう大規模に経営されておまして、農地として何ら問題ないと思ひます。審議のほうよろしくお願ひいたします。

議 長 以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 では、質問がなければ、挙手をお願ひいたします。

(全員挙手)

議 長 挙手全員ということで、認めることといたします。よって、申請を許可いたします。

す。

議案第15号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局長

議案第15号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、議案書2ページのとおりに付議します。

今月の申請は1件で、その内容は議案書記載のとおりです。

事務局からは、農地転用許可の立地基準について説明します。

1番の申請地は、おおむね10ヘクタール以上の広がりのある区域内にある農地のため、第1種農地に区分されますが、集落に接続して設置されることであることから、不許可の例外規定に該当し、許可は可能と考えます。

なお、この案件は無断転用でしたが、追認許可を得るための始末書が添付されています。

また、農地転用の確実性や周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことなどから、一般基準についても許可は可能と考えます。

それでは、御審議方よろしくお願ひいたします。

議長

ただいま事務局から説明がありました案件につきまして、各担当委員さんから説明をお願いします。

1番、太田郷、お願いします。

10番

太田郷の田口です。23日に渡邊委員と調査をしました。ここは、説明に書いてありますように、40年以上前から建っておるところでありまして、周りは住宅が建ち並んでおります。そういうところで、問題がないと考えております。

以上です。

議長

以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

では、異議なければ、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

挙手全員ということで、認めることといたします。よって、申請を許可いたします。

議案第16号農地法第5条第1項の規定による所有権移転の許可申請について、御審議いただきますが、2番案件と6ページ、16番の案件については、後ろの8ページ及び9ページの事業計画変更とそれぞれ統一案件ですので、そのときに一緒に審議をお願いしたいと思います。

では、事務局より説明をお願いします。

事務局長

議案第16号農地法第5条第1項の規定による所有権移転の許可申請について、議案書、3ページから6ページのとおりに付議いたします。

今月の申請は16件で、その内容は議案書記載のとおりです。

それでは、農地転用許可の立地基準について説明いたします。

最初に、3ページ、お願いします。1番、3番、4番の案件は、備考欄記載のとおり、用途地域内の農地であるため、第3種農地に区分され、許可は可能と考えます。

次に、5番の案件は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の小集団の生産力の低い農地で、第2種農地に区分され、土地選定の代替地についても検討されており、許可は可能と考えます。

なお、無断転用であったため、追認許可を得るための始末書が添付されております。

4ページをお願いします。次に、6番から10番の案件全て備考欄記載のとおり、用途地域内の農地であるため、第3種農地に区分され、許可は可能と考えます。

5ページをお願いします。次に、11番、13番、14番の案件は、備考欄記載のとおり、用途地域内の農地であるため、第3種農地に区分され、許可は可能と考えます。

なお、11番、14番の案件については無断転用であったため、追認許可を得るための始末書が添付されております。

次に、12番、15番の案件は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の小集団の生産力の低い農地で、第2種農地に区分され、土地選定の代替地についても検討されており、許可は可能と考えます。

なお、15番の案件については無断転用であったため、追認許可を得るための始末書が添付されております。

なお、農地転用の確実性や周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないなどから、一般基準についても全ての案件が許可は可能と考えます。

それでは、御審議方よろしく願いいたします。

議 長

ただいま事務局から説明がありました案件につきまして、各担当委員さんから説明をお願いします。

1番、代陽、お願いします。

10番

太田郷の田口です。23日に渡邊委員と調査いたしました。場所は秀岳館高校の正門を北へ△△△メートルぐらい行ったところの秀岳館と○○○の田んぼになります。ここは、もう既に周りは住宅地が建ち並んでおりまして、ここだけが田んぼということで、転用しても何ら問題がないと考えております。

御審議のほうよろしく願いいたします。

議 長

3番、松高、お願いします。

推進委員

松高の宮本です。3番について御説明をいたします。

譲渡人の○○○○さん、譲受人の○○○○○○○○○○さんは、申請地を、小中学校、公共施設、交通の便がよくて、住宅供給のために買い受けて、住宅分譲地として販売となります。

23日に、萩本委員と現地調査を行いました。場所は高小原公園から東へ△△△メートルのところになります。

御審議、よろしく願いいたします。

議 長

4番、八千把、お願いします。

推進委員	<p>八千把担当の中西です。4番から6番について説明します。</p> <p>4番は、臨港線通りの八代消防署と八千把小学校グラウンドの間で、周りが住宅地で、現況荒れ地状態になっている農地で、ここにアパートを建築しても何ら問題がないと思います。</p> <p>5番は、場所的には海士江町の〇〇〇〇〇の東側に当たり、周りが住宅地で、3月25日の総会で可決された同じ敷地内の農地で、ここに個人住宅を建築しても何ら問題がないと思います。</p> <p>6番は、区画整理区内の〇〇〇〇〇の区画割の造成地で、ここに個人住宅を建設しても何ら問題がないと思います。</p> <p>審議をお願いします。</p>
議 長	7番、太田郷、お願いします。
10番	<p>太田郷の田口です。7番と8番について説明をいたします。</p> <p>渡邊委員と、23日に現地調査をいたしました。場所は、西片公園から南へ△△メートルぐらい行ったところの、これはもう荒れ地状態で、耕作放棄がなされてもう何年もたっておりおるような状況のところでございます、問題がないと考えております。</p> <p>8番につきまして、説明します。</p> <p>8番は、太田郷小学校から東へ△△△メートルぐらい行ったところに位置しております。周りは、住宅地はだんだん増えてきているような状況の中で、田んぼの中にも住宅地が点々と建っているような状況のところでございます、何ら問題がないと考えております。</p> <p>御審議をよろしくお願いします。</p>
議 長	9番、麦島、お願いします。
推進委員	<p>9番について御説明いたします。麦島の吉田です。</p> <p>6月26日、中村委員さんと植柳新町の現地確認に行っております。場所は県道南部幹線より約△△△メートル東側となり、譲受人〇〇さんが〇〇さんから買い受け、個人住宅を建設したいとのことです。この地区は用途地域のため、何ら問題はないかと思いますが、御審議の方よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	10番、高田、お願いします。
推進委員	<p>高田担当の中西です。10番から13番までを続けて説明したいと思います。</p> <p>6月25日に農業委員の高野さんと4件の申請地の確認を行いました。</p> <p>まず、10番の申請地は豊原下町で、第五中学校から北に△△メートルぐらいのところにある畑で、周りは住宅が建ち並んでおり、この土地は宅地分譲地として販売されたいとのことで、何ら問題ないと思われまます。</p> <p>次に、11番ですが、11番の申請地は豊原下町、国道3号線沿いにある〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の近くにある土地で、周りにやっぱり住宅が立ち並び、3号線も近いということで、そこを買い受けて宅地分譲地として販売されたいとのことで、何ら問題ないと思われまます。</p> <p>次に、12番の申請地は、高下西町、〇〇〇〇〇〇〇の道向かいの田んぼで、周りは住宅、アパート、医院などが建ち並び、譲渡人である〇〇〇〇〇〇さんが手狭になった医院の駐車場として買い受けたいとのことで、何ら問題ないと思われまます。</p> <p>次に、13番の申請地は、平山新町、国道3号線沿いで、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の向か</p>

いの土地で、譲受人の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が経営を営んでおられる清涼飲料水の販売のための自動販売機置き場が手狭となったので、交通の利便性のよい申請地を買い受けて資材置き場として利用されるとのことで、何ら問題ないと思われま。御審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 14番、宮地、お願ひします。

10番 太田郷の田口です。14番について説明をいたします。

26日に石岡委員と現地を確認してきました。場所は、宮地小学校から西へ約△△メートル行ったところでございます。周りは国道3号線、それから新幹線の索道に囲まれております。既にここは造成して倉庫が建っております、無断転用ということでございましたけれども、周りはもう住宅地でありまして、何ら問題がないと考えております。

御審議をよろしくお願ひいたします。

議 長 15番、金剛、お願ひします。

推進委員 金剛の有村です。6月23日、内田農業委員と現地を確認したわけでございますが、隣近所は荒れ地でございますので、何ら問題ないと思ひます。御審議方よろしくお願ひしておきます。

議 長 以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませぬか。

(質問、意見なし)

議 長 質問がなければ、挙手をお願ひいたします。

(全員挙手)

議 長 挙手全員ということで、認めることといたします。よって、申請を許可いたします。

議案第17号農地法第5条第1項の規定による賃借権・使用貸借権設定の許可申請について、事務局より説明をお願ひします。

事務局 議案第17号農地法第5条第1項の規定による賃借権・使用貸借権設定の許可申請について、議案書7ページのとおり付議いたします。

今月の申請は、賃借権が1件、使用貸借権が2件、合計3件で、内容につきましては、議案書記載のとおりです。

それでは、農地転用許可の立地基準について説明いたします。

最初に、1番及び2番の案件は、備考欄記載のとおり、用途地域内の農地であるため、第3種農地に区分され、許可は可能と考えます。

なお、1番の案件については無断転用であったため、追認許可を得るための始末書が添付されております。

次に、3番の案件は、おおむね10ヘクタール以上の広がりのある農地のため、第1種農地に区分されますが、集落に居住する者の業務上必要な施設であるため、許可の例外規定に該当し、許可は可能と考えます。

また、土地選定の代替地についても検討されております。

なお、農地転用の確実性や周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないなどから、一般基準についても全ての案件が許可は可能と考えます。
それでは、御審議方よろしくお願ひいたします。

議 長

ただいま事務局から説明がありました案件につきまして、各担当委員さんから説明をお願いします。

1 番、代陽、お願いします。

推進委員

松高の宮本です。1 番について御説明をいたします。2 3 日に萩本委員さんと現地調査をいたしました。場所は、〇〇〇〇の東へ△△△メートルのところにあります。譲渡人の〇〇〇〇さん、譲受人の〇〇〇〇さんは、現在、貸家に生活をされておられまして、手狭となったため、借り受けて個人住宅を建設したいということでございます。無断転用でありまして、始末書が提出されております。使用貸借権の設定もされておられます。

2 番について御説明をいたします。場所は、〇〇〇〇〇から西へ△△△メートルのところになります。譲渡人の〇〇〇〇さん、譲受人の〇〇〇〇さんは、車の駐車スペースがなく、隣接する義理の父の住宅内に駐車スペースを設けたいということでございます。使用貸借権の設定をされておられます。何ら問題ないと思ひます。

御審議方よろしくお願ひをいたします。

議 長

3 番、太田郷、お願いします。

1 0 番

太田郷の田口です。3 番について説明をいたします。場所は、労災病院の北側に〇〇〇〇〇がございませうけれども、その一角に今度、薬局をつくりたいということでございませう。これは1 0 月の農振除外のときに案件が出ておられまして、許可されておるところでありまして、ここにつくっても何ら問題がないと考えておられませう。

御審議をよろしくお願ひいたします。

議 長

この案件につきまして、皆さんから何か質問はございませうか。

(質問、意見なし)

議 長

質問がなければ、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

挙手全員ということで、認めることといたします。よって、申請を許可いたします。

議案第1 8 号事業計画変更承認願ひについて、事務局より説明をお願いします。先ほど申し上げたとおり、1 番は、6 ページ、5 条許可申請と同一案件ですので、あわせて御審議をお願いします。

では、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第1 8 号事業計画変更承認願ひについて、議案書8 ページのとおり付議いたします。

今月の申請は1 件、その内容は議案書記載のとおりです。

当初の計画では、貸家として申請許可をされておりましたが、今回の変更計画では、転用目的は変更せず、転用面積を縮小する内容となっております。

事務局

それでは、6ページをお願いします。引き続き、議案第16号農地法第5条第1項の規定による所有権移転の許可申請について、議案書6ページ、16番のとおり付議いたします。

最初に、立地基準について説明いたします。申請地は、備考欄記載のとおり、用途地域内の農地であるため、第3種農地に区分され、許可は可能と考えます。

次に、一般基準について説明いたします。農地転用の確実性や周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことなどから、許可は可能と考えます。

それでは、御審議方よろしく願いいたします。

議長

ただいま事務局から説明がありました案件につきまして、担当委員さんから説明をお願いします。

推進委員

鏡の田崎です。御説明します。この2つの案件は同じ場所ですので、同時にいきたいと思います。

まず、平成27年の8月にこの土地は転用許可が出ていたそうです。ただ、〇〇〇〇が建設をしなかったということで延び延びになって、今度、個人住宅として△△△平米を売りたいということです。残りの△△△平米にアパートを建てたいということで、25日に現地を確認しまして、お話をお伺いしました。一応もう転用が済んでいるということです。何ら問題はないかと思いますが、御審議方よろしく願いいたします。

議長

この案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議長

では、質問がなければ、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

挙手全員ということで、認めることといたします。

議案第19号事業計画変更承認願いについて、事務局より説明をお願いしますが、これも、1番は、3ページの5条許可申請と同一案件ですので、あわせて御審議をお願いします。

では、事務局からあわせて説明をお願いします。

事務局

議案第19号事業計画変更承認願いについて、議案書、9ページのとおり付議いたします。なお、この議案第19号の事業計画変更承認願いにつきましては、過去に農地法第5条において許可された案件です。

それでは、説明いたします。

今月の申請は1件で、その内容は議案書記載のとおりです。

当初の転用目的は社員アパートを建築するものでしたが、許可後、継承者に変更して、個人住宅を建築する内容となっております。

それでは、3ページ、お願いします。

引き続き、議案第16号農地法第5条第1項の規定による所有権移転の許可申請

について、議案書、3ページの2番のとおり付議いたします。

最初に、立地基準について説明いたします。申請地は、備考欄記載のとおり用途地域内の農地であるため、第3種農地に区分され、許可は可能と考えます。

次に、一般基準について説明いたします。農地転用の確実性や周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことなどから、許可は可能と考えます。

それでは、御審議方よろしくようお願いいたします。

議 長

ただいま事務局から説明がありました案件につきまして、担当委員さんから説明をお願いします。

松高、お願いします。

推進委員

松高の宮本です。第5条についての2番についてと、事業計画変更についても御説明をいたします。

当初の計画は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇さんの社員アパートの計画でしたが、業績が悪化したため着工できなく、譲受人の〇〇〇〇さんは、現在、アパート住まいで、子供も成長に伴い手狭になったために、申請地を買い受けて個人住宅を建設したいとのことです。23日に萩本委員さんと現地調査をいたしました。場所は、松高幼稚園から南へ△△△メートルのところになります。用途地域でもありませんし、何ら問題ないと思います。

御審議、よろしくようお願いいたします。

議 長

この案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

では、異議がなければ、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

挙手全員ということで、認めることといたします。

議案第20号農用地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第20号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画を、議案書、10ページから15ページのとおり付議いたします。

今月の利用権設定は、貸借権設定が40件、使用貸借権が3件、合計43件で、面積は23万5,269平方メートルです。また、所有権移転は13件、面積は4万1,174平方メートルです。

これら申請のあった案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件に該当すると判断されます。

なお、この基盤法により農地中間管理機構へ譲渡した場合などは、通常800万円、また、借り入れ協議により農地中間管理機構に譲渡した場合には、最高1,500万円まで税金の特別控除が受けられるなど優遇措置がとれますので、農地として売買の相談があった場合には、事務局にお尋ねいただきますようお願いいたします。

来月7月の熊本県農業公社との農地の所有権移転は、7月11日木曜日、12日金曜日の2日間を予定しています。現時点で関係する地区は、郡築二番町、郡築九番町、北平和町、日奈久新開町、鏡町北新地の予定です。地区の担当委員さんへ

は、農業公社との調整ができ次第、日程を連絡しますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

議 長

ただいま事務局から説明がありました。皆さん、何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問がなければ、これは農用地利用集積計画でございますので、原案どおり決定することといたします。

議案第21号農地中間管理機構等による農用地の買入の協議について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第21号農地中間管理機構等による農用地の買入の協議について、農業経営基盤強化法第16条第1項の規定による農地中間管理機構等への買入協議の要請を、議案書16ページのとおり付議いたします。

今回、議案書記載の所有者から農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づく所有権移転につきまして、あっせんの申し出がありました。しかし、2件とも不調に終わったため、八代市長に対し、同法第16条第2項の規定による申請者への通知をするよう要請をするものです。買入協議制度における市長への買入協議の要請は、地権者から農地を売りたいという申し出があった場合、認定農業者に農地を利用集積するため、一旦、熊本県農業公社が買い入れることを必要と認め、市長から、所有者と県農業公社で買い入れについて協議をしてくださいということを経営者へ通知していただくというものです。

この買入協議の通知は、買入協議制度を適用する場合の必須要件となっております。

制度の対象となる農地は、農用地のみであり、受け手は認定農業者が優先され、買入協議が成立しますと、地権者は1,500万円の譲渡所得税の特別控除が受けられることとなります。

議案第21号の説明につきましては、以上です。

議 長

ただいま事務局から説明がありました。皆さん、何か質問はありませんか。杉本委員。

13番

これは何で成立しなかったのでしょうか。

議 長

事務局。

事務局

これは、基本的に売買価格の不一致とか、登記簿に抵当権等の権利が残っていたり、今回は協議が成立しなかったということです。

以上です。

議 長

杉本委員、大丈夫ですか。ほかにはありませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問がなければ、ただいまより採決いたします。賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長

挙手全員ということで、可決されました。八代市長に買入協議の要請をいたします。

本日予定の議案は、全て終了しました。今月は、農地法第18条第6項の規定による通知、合意解約の届け出通知がありましたので、報告します。

これをもちまして、6月の八代市農業委員会を閉会いたします。皆様、お疲れさまでした。

八代市農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名押印する。

令和元年6月27日

八代市農業委員会 会長 _____

八代市農業委員会 委員 _____

八代市農業委員会 委員 _____